

NPO 法人ウィッグリング・ジャパン 賛助会員規約

NPO 法人ウィッグリング・ジャパン（以下、当団体とする）は、当団体の賛助会員規約を以下の通りに定める。

第1条（目的）

当団体は、賛助会員との間に本規約を定め、これにより当団体の運営を行う。

第2条（賛助会員の定義）

賛助会員（以下、会員という）とは、当団体の目的に賛同して援助を行う個人および団体をいう。

第3条（入会申込）

入会を希望する方は、別に定める入会申込書に必要事項を記入の上、当団体に提出し、入会金及び当該年度の会費（以下、年会費）を払い込むものとする。

当団体の年度は定款の定めにより、4月1日より翌年3月31日までとする。

第4条（入会金及び年会費）

（個人）入会金 0円

年会費 3,000円

（法人）入会金 100,000円

年会費 30,000円

第5条（入会の成立）

入会は、事務局が入会申込書を受理し、入会金及び年会費の納入を確認したときに成立する。

第6条（入会申込の拒絶）

当団体は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

1. 申込書に虚偽の事項を記載した場合

2. かつて除名された者であった場合

3. 反社会的勢力及びその構成員、もしくはこれに準ずる者であることが判明した場合

4. 前項以外で以下の行為を行う者

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて当団体の信用を毀損し、または当法人の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

5. 前各項に準ずる場合で、その他当団体が会員として不適当等と判断したとき

第7条（会員資格の有効期間）

1. 会員資格有効期間の起算日は、当団体が入会申込書を受け付け入金確認出来た日を、入会を承認した日とする。

2. (1) 入会した初年度は、当該事業年度の末日までとする。

(2) 翌年度以降は、1年毎に自動更新されるものとする。

第8条（総会における議決権）

当団体は年1回の定例総会と不定期に開催される臨時総会において、当団体の運営に関する決定を行う。総会は正会員によって構成され、賛助会員には議決権がない。

第9条（団体会員の資格継承）

1. 団体の資格で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかに書面によりその旨を当団体に通知する必要がある。

2. 第6条（入会申込の拒絶）の規定は前項の場合についても準用する。

第10条（会員情報の変更）

1. 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに電話・書面・メールなどにより、その旨を当団体に通知する必要がある。
2. 前項に規定変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当団体はその責任を負わないものとする。

第11条（会員資格の喪失）　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格が喪失される。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

第12条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (2) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、パブリシティ権、著作権、その他の権利を侵害した場合
- (3) この会員規約に違反した場合
- (4) 第6条(入会の拒絶)に定める事項に該当することが判明した場合
- (5) (1)～(4)に準ずる形で、当団体の会員として不適当と判断した場合

第13条（会員の退会）

1. 会員は当団体に対し、書面で通知することにより、会員を退会することができる。退会日は、当団体が退会届を受け付けた日とする。
2. 前項の規定により、会員資格が解除された場合、一度払い込まれた会費の返戻は受けられない。

第14条（会員資格の継続）

1. 会員資格有効期間が満了する場合には、当団体の定める方法により、継続のための案内を会員に通知する。
2. 会員資格は、会費の払込みが当法人に確認されることをもって継続されるものとする。
3. 一度払い込まれた会費の返戻は受けられない。

第15条（損害賠償）

1. 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当団体に損害をもたらした場合、当該会員は、当団体の受けた損害を賠償することとする。

第16条（会員規約の変更）

1. 当団体は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することができる。
2. 改定された規約は、施行前に会員に通知することとする。

平成23年7月1日制定

平成26年8月1日改訂

平成26年10月14日改訂

平成28年4月1日改訂